

# 「令和6年能登半島地震で被災した事業者等 への支援策」に関する事業概要 (PR資料)

令和6年1月

# なりわい再建支援事業（令和6年能登半島地震）

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

## 令和5年度予備費予算額 200億円

### 事業の内容

#### 事業目的

令和6年能登半島地震により大きな被害を受けた地域を対象に、県が策定する復興事業計画に基づいて復興に取り組むグループ構成員（被災中小企業等）の行う施設復旧等の費用を補助。これにより、被災地域の復興を促進する。

#### 事業概要

県がなりわい再建のための復興事業計画の策定、支援対象事業者である復興グループの構成員の公募を行い、国の認定を取得。

認定後、支援対象事業者である中小企業等は自らの施設等の復旧に要する費用について、交付決定を受ける。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※多重被災事業者について、A類型 5億円、B・C類型 1億円までは定額補助可

#### <A類型（石川県）>

- ・補助上限額：15億円
- ・中小企業等：3/4以内（国1/2以内、県1/4以内）

#### <B類型（富山県）>

- ・補助上限額：3億円
- ・中小企業等：3/4以内（国1/2以内、県1/4以内）

#### <C類型（福井県、新潟県）>

- ・補助上限額：3億円
- ・中小企業等：3/4以内（国3/8以内、県3/8以内）

### 成果目標

県から交付決定を受けた事業者のうち、年度末時点で事業再建を果たした事業者数が80%以上を目指す。

# 地域商業機能複合化推進事業（被災商店街等再建支援事業）

## 令和5年度予備費予算額 5.0億円

### 事業の内容

#### 事業目的

令和6年能登半島地震による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることが重要です。このため、今般の災害の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用を支援します。

#### 事業概要

令和6年能登半島地震の影響を大きく受けた商店街等※に対し、以下の事業にかかる経費を支援します。

##### （1）商店街災害復旧事業

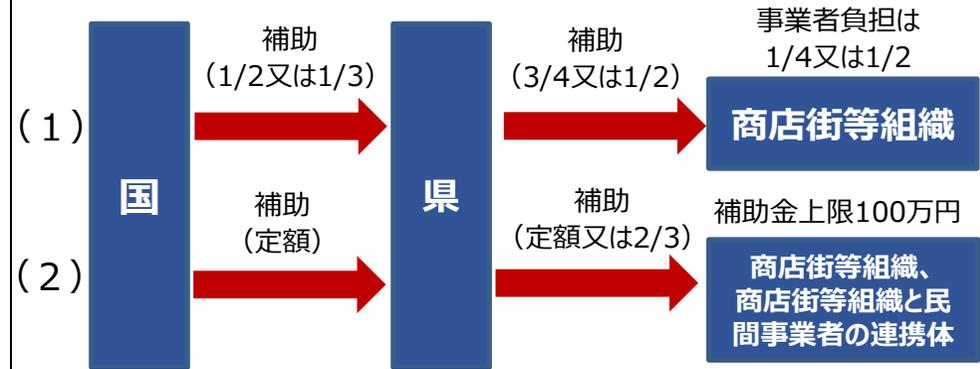
被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等を補助します。

##### （2）商店街にぎわい創出事業

商店街等のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用を支援。

※（1）、（2）の補助の対象は商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等です。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※（1）、（2）は、特に被害の大きかった石川県及び災害救助法が適用された県に所在する商店街等に限ります。

※（1）は、能登半島地震に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象と認められる場合があります。

### 成果目標

商店街の復旧を行い、商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を目指します。

# 仮施設整備支援事業

## ※（独）中小企業基盤整備機構の事業として実施

### 事業の内容

#### 事業目的

令和6年能登半島地震による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の雇用・経済を支える中小企業・小規模事業者の速やかな事業再開が重要。このため、今般の地震により被災した中小企業・小規模事業者のための仮施設を整備する市町村または県を支援する。

#### 事業概要

災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧へ相当期間着手できない状況にある被災中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、仮施設整備事業に必要な費用を助成し、計画・設計等の協力を行う。

##### （1）費用の助成

仮施設整備に係る「設計・建築費用」または「リース料」を助成  
補助率：10/10

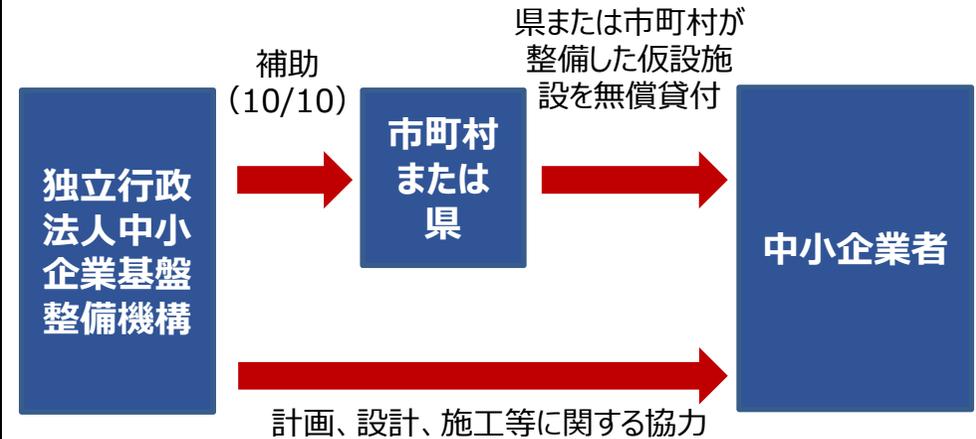
上限：1事業者あたり上限100㎡かつ入居者の被災前の事業場の面積以下

対象経費：工事契約の場合は設計費、建築確認等の手数料、工事費リース契約の場合はリース期間のリース料

##### （2）計画、設計、施工等に関する協力

仮施設整備に係る計画、設計、施工、施設管理に関するアドバイスを実施

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

県または市町村が行う仮施設の整備を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を目指す。

# 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

## ※既定予算の活用

（令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数）

### 事業の内容

#### 事業目的

令和6年能登半島地震により、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受け、顧客や販路の損失という状況に直面している被災地域の小規模事業者等の事業再建を支援。

#### 事業概要

被災4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）に所在する小規模事業者等の事業再建を支援するため、商工会・商工会議所の助言も受けながら、災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



補助対象者：石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等

補助率：2/3  
定額（一定の要件を満たす者）

補助上限額：  
200万円（被災4県に所在する直接被災事業者）  
100万円（被災4県に所在する間接被災事業者）

### 成果目標

被災した事業者の事業再建を支援し、早期の事業再建を目指す。

# 伝統的工芸品産業支援補助金（災害支援枠）

## ※既定予算の活用

（令和5年度予算 5.1億円の内数）

### 事業の内容

#### 事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

また、令和6年1月の能登半島地震により大きな被害を受けた地域の伝統的工芸品の事業者等に対し、伝統的工芸品製造に必要となる生産設備等の整備、原材料の確保に係る取組を支援することにより、被災地域における伝統的工芸品産業の早期の事業再開を促すことを目的とする。

#### 事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援する。

また、激甚災害に指定された能登半島地震の影響を受ける被災4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき指定された伝統的工芸品を製造する事業者が実施する生産設備等整備事業、原材料確保事業の経費を補助する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、  
学校法人・コンサルタント等：1/2

災害支援枠：3/4)



国指定伝統的工芸品の  
製造協同組合等

- ・後継者・従事者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・需要開拓事業
- ・技術・技法の記録収集・保存事業
- ・意匠開発事業
- ・若年層等後継者創出育成事業
- ・生産設備等整備事業
- ・原材料確保・試作品製作事業

等を実施

### 成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを目指す。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

加えて、令和6年能登半島地震で被災した地域の伝統産業を支援し、迅速な事業再開を目指す。

# 日本政策金融公庫による資金繰り支援

## ※既定予算の活用

### 事業の内容

#### 事業目的

令和6年能登半島地震により被害を受けた、中小企業・小規模事業者に対する資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援することを目的とする。

#### 事業概要

令和6年能登半島地震により被害を受けた、中小企業・小規模事業者に対して、以下の支援を講じることにより、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援する。

- ① 災害復旧貸付による支援を行うとともに、「令和6年能登半島地震特別貸付」を新たに創設し、事業の復旧に必要な資金を、長期かつ低利にて融資（直接被害（※）のほか間接被害、風評被害を含む）。

（※）災害救助法適用地域の属する県内に事業所を有し、災害による被害を受けた事業者。

- ② コロナ資本性劣後ローンを利用する事業者のうち、被災後に黒字金利の適用が見込まれる者について、一定の間、赤字金利が適用できるよう金利条件を見直し（石川県内で災害救助法が適用された市町村に事業者が所在し、直接被害を受けた事業者）。

- ③ コロナ資本性劣後ローンを利用する際、事業の復旧に必要なとなる資金も対象となることを明確化。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

令和6年能登半島地震により被害を受けた、中小企業・小規模事業者に対する資金繰りの円滑化及び事業の復旧を目指す。

# 信用保証による資金繰り支援（令和6年能登半島地震関連）

中小企業庁事業環境部

金融課

## ※既定予算の活用

### 事業の内容

#### 事業目的

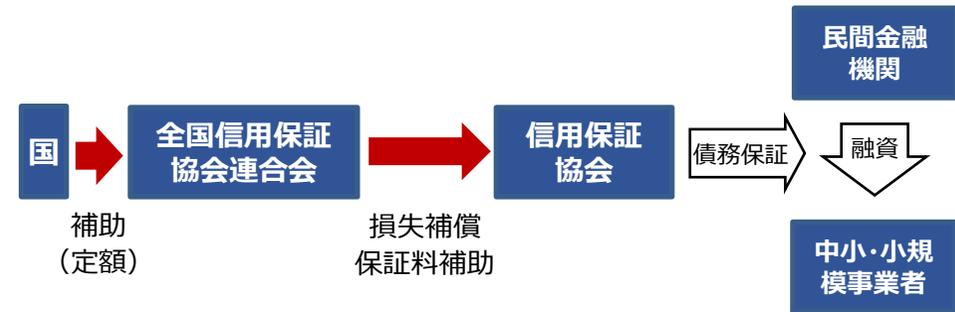
令和6年能登半島地震により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対する資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援することを目的とする。

#### 事業概要

令和6年能登半島地震により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対して以下の支援を講じることにより、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援する。

- ①災害救助法が適用された市町村に所在する事業者への災害関係保証（直接被害を受けた事業者に限る。）及びセーフティネット保証4号の適用。
- ②全国的な動向と同じく被災地についても民間ゼロゼロ融資の返済開始のピークが4月に到来することから、コロナ借換保証の適用期限（令和6年3月）の延長も検討。
- ③民間ゼロゼロ融資等のリスク時の追加保証料の全額補助（石川県内の災害救助法適用地域に所在し、直接被害を受けた事業者が対象）
- ④コロナ借換保証（伴走支援型特別保証）の利用に必要な経営行動計画書の提出の猶予（石川県内の災害救助法適用地域に所在し、直接被害を受けた事業者が対象）

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

令和6年能登半島地震により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対する資金繰りの円滑化及び事業の復旧を目指す。

# 小規模事業者経営改善資金（令和6年能登半島地震災害マル経）

※日本政策金融公庫の事業として実施

中小企業庁経営支援部  
小規模企業振興課

## 事業の内容

### 事業目的

令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援することを目的とする。

### 事業概要

小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）に災害対応特枠を設け、以下の措置を実施します。

#### <災害対応特枠>

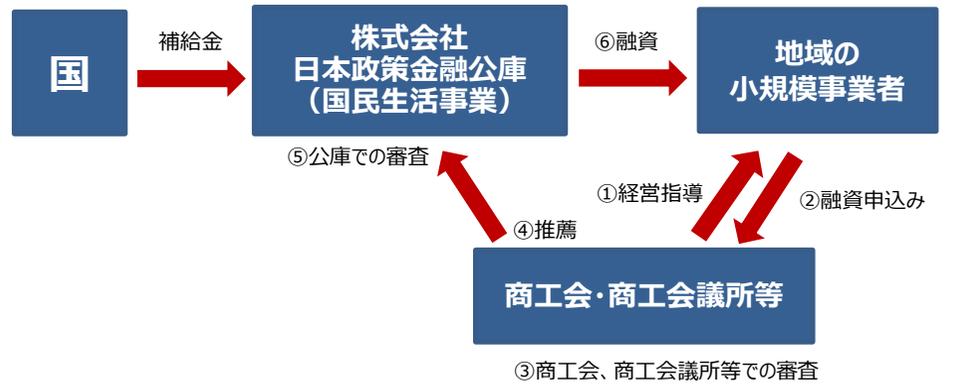
- 貸付限度額：別枠で1,000万円
- 貸付金利：当初3年間、本体枠の貸付金利より  
直接被害▲0.9%、間接被害▲0.5%
- 貸付期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 据置期間：運転資金1年以内、設備資金2年以内
- 担保等：無担保・無保証人
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

※直接被害の場合は、罹災証明書等が必要。（状況により事後提出可）  
※間接被害の場合は、商工会・商工会議所等が発行する被害証明書が必要。

#### <本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：1.20%（令和6年1月4日現在）  
（貸付期間、据置期間、担保等は災害対応特枠と同じ）

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

被害を受けた小規模事業者の資金繰りの安定化を目指す。

# 事業者の二重債務問題への対応（令和6年能登半島地震関連）

※既定予算の活用

中小企業庁事業環境部

金融課

## 事業の内容

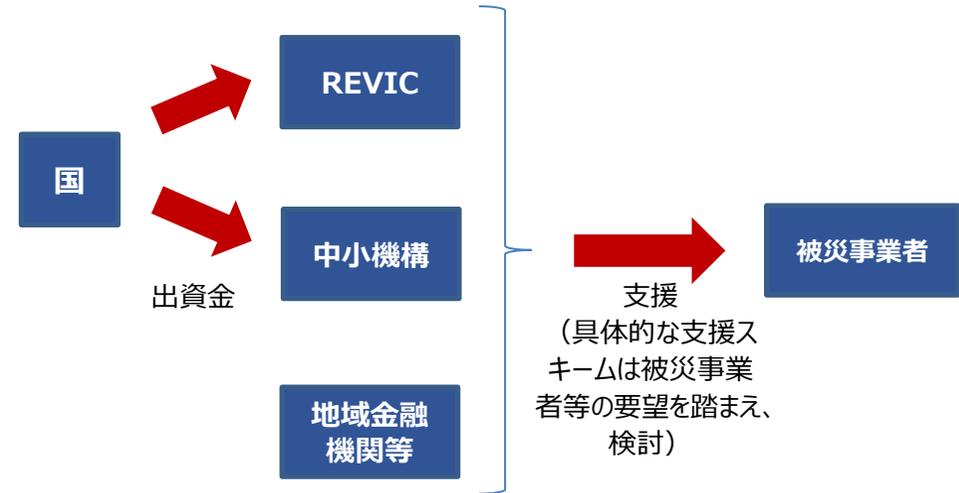
### 事業目的

令和6年能登半島地震によって被災し、既往債務（コロナ関連融資等）が負担になって、事業再建に必要な新規資金調達が困難になる等の問題（以下、「二重債務問題」という。）に直面する石川県内の中小企業・小規模事業者（以下、「被災事業者」という。）に対して、二重債務問題への対応と本格的な事業再開及び円滑な事業再生を促進することを事業目的とする。

### 事業概要

石川県内の被災事業者や地元金融機関等の要望も踏まえながら、地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等が出資する官民ファンドを活用し、既往債務にかかる債権買取や出資のスキームを検討する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

石川県内の被災事業者の既往債務にかかる債権買取や出資を行うことで二重債務問題への対応を図るとともに、事業再生計画などの策定や、経営改善支援、債務整理支援等を行うことにより、被災事業者の事業再開及び事業再生を促進する。

# 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

## ※（独）中小企業基盤整備機構の事業として実施

### 事業の内容

#### 事業目的

令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模企業共済契約者の一時的な事業資金需要に対し、特例措置を講じる。

#### 事業概要

##### （1）特例災害時貸付の実施

災害救助法の適用を受けた地域にある事業所に直接の被害を受けた共済契約者に対し、納付した掛金の額に応じて最大2,000万円まで無利子貸付。

##### （2）特別貸付の適用拡大

###### ①災害時貸付

全国の事業所において、今回の地震の影響により被害を受けた共済契約者に対し、納付した掛金の額に応じて最大1,000万円まで低利(貸付利率年0.9%)貸付。

###### ②緊急経営安定貸付

全国の事業所において、今回の地震による道路等の途絶、資材の流通難等による売上高の減少を要件に追加するとともに、判定期間を3ヶ月または6ヶ月から1ヶ月に短縮。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

#### （1）特例災害時貸付



貸付利率：無利子

貸付限度額：2,000万円（掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割の範囲内）

償還期間：貸付金額 500万円以下 4年（据置期間1年を含む）  
505万円以上 6年（据置期間1年を含む）

償還方法：6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

担保、保証人：不要

### 成果目標

令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模企業共済契約者の緊急の資金需要に応え、事業継続の強化を図る。

# SS（サービスステーション）早期復旧支援

## 令和5年度予備費予算額 9.5億円

（令和5年度予算「石油製品販売業環境保全対策事業費」6.7億円の拡充）

※「令和6年能登半島地震により被災したSSの早期復旧支援」を追加実施。

### 事業の内容

#### 事業目的

災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（以下「SS」）の機能を確保することが重要になります。そのため、近年頻発する災害等を踏まえ、SSの災害対応能力を更に強化するとともに、令和6年能登半島地震により被害を受けたSSの早期復旧を図ることを目的とする。

#### 事業概要

##### （1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化、ペーパー回収設備の導入、災害時に緊急車両等に優先給油を行う中核SSの自家発電設備の入換を支援する。

##### （2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援

災害時に円滑な対応ができるよう、緊急車両等へ給油訓練等を行う災害時対応実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施を支援する。

##### （3）SS早期復旧支援

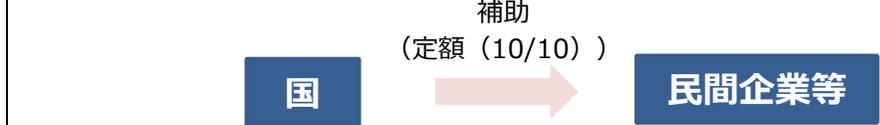
令和6年能登半島地震により被災したSSの設備補修等を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

#### （1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援



#### （2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援



#### （3）SS早期復旧支援



### 成果目標

災害時において本事業で支援を行ったSSのうち営業可能なSSの稼働率100%を目指す。

# LPガス小売事業者早期復旧支援

## 令和5年度予備費予算額 9.0億円

(令和5年度補正「石油ガス流通合理化対策事業費」77億円の拡充)

※「令和6年能登半島地震により被災したLPガス小売事業者の早期復旧支援」を追加実施。

### 事業の内容

#### 事業目的

遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーター、配送車両等の導入、充てん所の自動化等に資する設備導入を支援することでLPガス事業者の人手不足解消、配送業務の効率化を図るとともに、LPガスタンク等の導入支援を行うことで需要家側のLPガス購入コストの低減を図り、LPガス価格を低減するとともに、災害により被害を受けたLPガス小売事業者の早期復旧を図ることを目的とする。

#### 事業概要

##### (1) 石油ガス配送合理化・設備導入促進支援

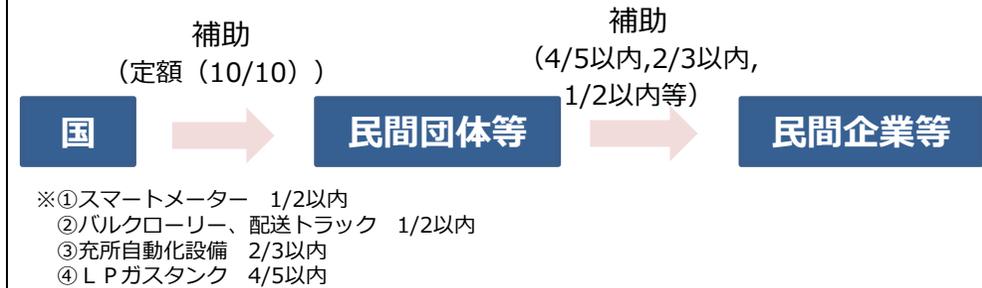
LPガス事業者の経費負担となる①遠隔検針が可能なスマートメーター、②バルクローリー、配送トラック、③充填所自動化設備及び④需要家側のLPガスタンクの導入経費の一部を支援する。

##### (2) LPガス小売事業者早期復旧支援

令和6年能登半島地震により被災したLPガス小売事業者の設備補修等を支援する。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

#### (1) 石油ガス配送合理化・設備導入促進支援



#### (2) LPガス小売事業者早期復旧支援



### 成果目標

LPガス事業者の価格の大宗を占めている人件費等に寄与する設備導入や、大口需要家等のガスタンク設備の導入を支援することにより、持続的な小売価格低減等を目標とする。

# 石油等製品供給施設早期復旧支援事業

## ※既定予算の活用

(令和5年度予算「石油供給構造高度化事業費」51億円の内数)

※「令和6年能登半島地震により被害を受けた油槽所等の早期復旧支援」を追加実施。

### 事業の内容

#### 事業目的

カーボンニュートラルの実現に向け、2030年を転換期としてエネルギー源を化石燃料である石油から非化石燃料に急速にシフトさせる必要がある。本事業では、燃料政策の転換によって次世代燃料の安定供給体制の構築を目指す中で、化石燃料供給から次世代燃料への健全なトランジションを促すために、石油精製事業者の事業転換（非燃料製造事業への転換による化石燃料供給の縮小と次世代燃料供給のための設備投資等）を推進するとともに、化石燃料供給施設のレジリエンス（自然災害等への対応）を着実にすることを目的とする。

#### 事業概要

足下の国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源である化石燃料の安定供給環境を確保しつつ、カーボンニュートラル社会において国民生活・経済活動を支えていくこととなる次世代燃料の安定供給に向けた技術開発や環境整備等の健全なトランジションを官民連携で推進する。

##### (1) 次世代燃料の安定供給促進事業

バイオ燃料・合成燃料等の次世代燃料（非化石）の製造・安定供給を確保していくための環境整備等を支援する。

##### (2) 化石燃料供給事業再構築支援事業

化石燃料等製造から非燃料等製造への転換及び化石燃料等製造プロセスの脱炭素化等への転換を支援する。

##### (3) 化石燃料等供給体制の強靱化支援事業

地域への化石燃料安定供給上重要な油槽所等における大雨・高潮対策の支援をする。

##### (4) 油槽所等早期復旧支援事業

令和6年能登半島地震により被害を受けた油槽所等の早期復旧を支援する。

##### (5) 石油ガス貯蔵・供給施設早期復旧支援事業

令和6年能登半島地震により被害を受けた石油ガス貯蔵・供給施設の復旧を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

#### (1) 次世代燃料の安定供給促進事業

補助（定額） 補助（1/3、2/3）



#### (2) 化石燃料供給事業再構築支援事業

補助（定額） 補助（1/3）



#### (3) 化石燃料等供給体制の強靱化支援事業

補助（定額） 補助（2/3）



#### (4) 油槽所等早期復旧支援事業

補助（定額） 補助（1/3）



#### (5) 石油ガス貯蔵・供給施設早期復旧支援事業

補助（1/3）



### 成果目標

カーボンニュートラルの実現に向け、次世代燃料の安定供給促進等に必要となる設備投資や技術実証の支援、研究開発の推進を通じて化石燃料から次世代燃料供給へのトランジションを促す。

また、化石燃料等製造プロセスにおける脱炭素化等の支援や非燃料製造への事業転換支援、油槽所等における大雨等への強靱化対策を通じて、化石燃料供給の低減を促すとともに足下の石油の安定供給を図る。